

FAO / WHO 合同食品規格計画第 14 回アジア地域調整部会

日時 : 2004 年 9 月 7 日 (火) ~ 9 月 10 日 (金)

場所 : 済州島 (大韓民国)

議題

1 .	議題の採択
2 .	第 25 回、26 回、27 回コーデックス総会及び第 51 回、52 回、53 回、54 回執行委員会からの付託事項 ~ 地域調整部会の見直し
3 .	コーデックス規格素案の検討 (高麗人参、味噌及び唐辛子味噌)(ステップ 4)
4 .	コーデックス委員会の作業に対する FAO/WHO の補完活動に関する報告
5 .	食品規格及び食品規制に関する能力開発
6 .	コーデックス規格を含む食品管理と食品安全問題に関する情報及び報告 (加盟各国からの報告を含む)
7 .	コーデックス及び国内の食品規格策定における消費者の参画について (加盟各国からの報告を含む)
8 .	地域調整国の推薦
9 .	他の作業、今後の作業及び次回会合の日時・開催場所
10 .	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画 (Codex Alimentarius Commission)

第 14 回アジア地域調整部会概要

日程：平成 16 年 9 月 7 日（火）～9 月 10 日（金）

場所：済州島（韓国）

参加人数：118 名（19 カ国（うちオブザーバー：3 ヶ国）、6 NGO 団体、FAO、WHO）

以下は、主要な議題のみ抜粋したものである。

議題 2 第 25～27 回総会及び第 51～54 回執行委員会に関する事項

トレーサビリティ/プロダクト・トレーシング（本年 6 月の第 27 回総会にてその定義が承認された）に関し、インドは、加工食品にのみ適用し、一次製品や一次加工過程に適用すべきではない旨主張し、マレーシア、インドネシア及びタイがこれを支持した。我が国より、現時点でトレーサビリティ/プロダクト・トレーシングの対象から一次製品を除外することは時期尚早であると主張し、韓国、シンガポール、IACFO から支持があった。

第 27 回総会から検討を要請された「地域調整部会の見直し」については、地域調整部会の役割、開催頻度、地域調整国及び地域選出の執行委員会メンバーの役割について議論され、地域調整部会の毎年の開催、アジア選出の執行委員会メンバーと調整国との連絡調整の実施及び執行委員会メンバーの選出を透明性のあるものにすべきなどの意見があった。

議題 3 高麗人参、味噌及び唐辛子味噌の規格素案の検討（ステップ 4）

第 27 回総会において、新規作業として承認された高麗人参（Ginseng）、味噌（Fermented soy bean paste）及び唐辛子味噌（Gochujang）の規格素案が検討された。

高麗人参についてはその「適用範囲」において、食品として使用される高麗人参のみを対象とし、医薬品として使用されるものは該当しないとする文言が追加された。また、医薬品の目的で使用しないこと及び特殊な集団を対象とする旨表示すべきと提案され、前者についてはそのとおり、後者については集団の範囲をどのように定義づけるかさらなる検討を条件として追加された。3 種類の定義のうち、Panax ginseng C.A.Meyer のみ高麗人参である旨中国が主張し、残りの 2 種類はステップ 5 で再度検討されることとなった。今後は、第 28 回総会にてステップ 5 の検討を行い、仮採択された場合には加工果実・野菜部会（CCPFV）で国際規格としてのさらなる検討を行うことが望ましい旨合意された。表示及び分析・サンプリングの規定については、それぞれ食品表示部会（CCFL）、分析・サンプリング法部会（CCMAS）で検討することとされた。

味噌については、中国より、沢山の関連製品があり、規格案の再検討が必要である等の要請があったことから、ステップ 2 に戻し、韓国を議長国とした作業部会にて、電子メールによる規格素案の策定を行うことが合意された。

唐辛子味噌については、検討の末、チリソース類を除くとされた。我が国より、発酵後、辛子を添加し、製造工程の最終段階で添加物による味の調整を行う旨コメントし、定義、任意原料及び食品添加物の規定が議論となった。任意原料の規定、食品添加物の規定の一部についてステップ 3 に戻すとともに、分析・サンプリングの規定を韓国が新たに提案して各国のコメントを求めることとし、本規格素案をステップ 4 に留めることが合意された。

議題 4 コーデックス委員会の作業に対する FAO/WHO の補完活動に関する報告

本部会の直前に機能性食品に関する FAO/WHO ワークショップが開催され、情報交換が行われた旨報告があった。韓国から、機能性食品の国際的に確立された科学的手法による安全及び効果の評価に関するガイドラインの策定のための専門家会議の要請があり、WHO は来年度、栄養リスク評価の手法に関するワークショップを、FAO は機能性食品に関する地域会合を計画していると報告した。

ADI/MRL のない動物医薬品の残留に係る FAO/WHO ワークショップにて、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) が、暫定的な最大残留基準値リストを策定できると勧告されたこと等が報告された。タイ等は、輸入国での検査技術の進歩が、途上国で貿易上の問題となっていることを述べ、可能な限り早くコーデックス委員会がワークショップの勧告を実施するよう求めた。

議題 5 食品規格及び食品規制に関する能力開発

食品安全についての諸問題に関わる FAO と WHO の能力開発支援活動に関する世界規模、アジア地域内および各国内での能力開発支援活動について紹介された。

議題 6 コーデックス規格を含む食品管理と食品安全問題に関する情報及び報告

議題 7 コーデックス及び国内の食品規格策定における消費者の参画について

各国の報告内容については、コーデックスの Web サイトに掲載される予定。

議題 8 地域調整国の推薦

インド、韓国ともに地域調整国への意欲を表明し、調整の結果、韓国を次期アジア地域調整国に推薦することが決定された。

議題 9 他の作業、今後の作業及び次回会合の日時・開催場所

中国から新規作業として提案された「非発酵大豆製品の規格策定」については、タイなどの支持があり、中国がタイの協力を得て企画書を改訂し第 56 回執行委員会に提案することが合意された。

「微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン素案」に関してインドより、途上国の利害を考慮する観点から、当該原則及びガイドラインの適用をコーデックスに限

定すべきこと、同一個人または組織がリスク評価・リスク管理の両方を担う場合を認めるべきこと、予防原則に対する記載を削除すべきことなどの提案があった。

次回の地域調整部会は、第 28 回コーデックス総会において任命される地域調整国とコーデックス事務局によって決定される。

以上